

平成24年9月

関係団体 各位

経済産業省商務流通グループ製品安全課

長期使用製品安全点検制度リーフレットの送付等について

平素から製品安全行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、平成21年4月に施行された「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成19年法律第117号）」において、長期使用製品安全点検制度・表示制度が創設されましたが、本制度の施行から3年が経過し、この間の運用状況等を踏まえ、本制度の一層の定着に向けて、次の具体的な取り組み実施を決定致しました。

- 本制度を解説したガイドラインの改定
- 事業者（主に販売事業者、設置事業者）等へガイドライン改定内容の周知
- 消費者・事業者へ制度の一層の周知・広報

本制度においては、消費者による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い特定保守製品の製造・輸入事業者、販売事業者等、関連事業者、そして消費者等のそれぞれが適切にその役割を果たすことが重要であり、貴団体におかれては、これまで多大なご協力を賜り、所属会員等への周知等について積極的にご対応いただき厚く御礼申し上げます。

今般、ガイドライン改定をはじめ具体的な取り組み実施の内容の周知を行うため、事業者（主に販売事業者、設置事業者）の皆様に向けた協力要請（別添、7月26日付け文書をご参照）を出させていただくとともに、事業者向け及び消費者向けの2種類のリーフレットの作成を行いましたので、少量ではありますが送付させていただきます。

協力要請文書にも書かせていただきましたが、所属会員等の皆様、展示会、講習会等の機会を活用して、本制度を一層周知していただければ幸いです。

なお、本リーフレットは、経済産業省ホームページからダウンロードすることもできます。

(URL:)

- 販売・関連事業者向け

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/gaiyoujigyuu2012.pdf

- 消費者・所有者向け

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/gaiyoushouhi2012.pdf

- ポスター用

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/tenken_poster2012.pdf